○厚生労働省告示第三百八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

メキタジン	平成二十七年九月二十六日	
エピナスチン	平成二十七年十月二十五日	
イブプロフェン・ブチルスコポラミン	平成二十七年十二月七日	
ペミロラストカリウム。ただし、内用剤に限る。	平成二十八年一月十一日	

○厚生労働省告示第三百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月二十五日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第二百十二号の規定は平成二十八年一月十一日から適用する。

平成二十七年九月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十七号を第二百五十九号とし、第二百十一号から第二百五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二百十号を第二百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十二　ペミロラストカリウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百九号を第二百十号とし、第三十一号から第二百八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　エピナスチン

○厚生労働省告示第三百八十七号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表群馬県の項中「沼田市」を削る。

○農林水産省告示第二千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県多可郡多可町加美区山寄上字下島五三の六一・五三の六二・五三の六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五二の五八、五三の六〇、五三の六三、五三の六五、五三の六六、五三の二七四、五三の二七五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年八月六日農林水産省告示第千十九号、平成十三年八月二十三日農林水産省告示第千百九号、平成十三年八月二十三日農林水産省告示第千百十号、平成十三年八月二十三日農林水産省告示第千百十一号、平成十三年八月二十九日農林水産省告示第千百六十一号、平成十三年八月二十九日農林水産省告示第千百六十二号、平成十三年十月三日農林水産省告示第千三百四十六号、平成十三年十月二十六日農林水産省告示第千四百三十七号、平成十三年十月二十六日農林水産省告示第千四百三十八号、平成十三年十月二十六日農林水産省告示第千四百三十九号、平成十三年十月二十六日農林水産省告示第千四百四十号、平成十三年十一月九日農林水産省告示第千四百七十五号、平成十四年三月十三日農林水産省告示第六百六十号、平成十四年三月十五日農林水産省告示第七百四十五号、平成十四年三月十五日農林水産省告示第七百四十六号、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第八百五十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市星取二丁目五三五・五三六の一・五三九・五四六の一・五五二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五一六、五一八、五二〇のイ、五二〇のロ、五四〇、五五三の一、五五三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市千々石町乙字上原一五四八の一、一五四八の六、一五四八の九、一五四八の一一、一五四八の一三、一五四八の一四、千々石町戊字深迫平二四三〇の一、字水道平二六二九の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）